

頁	項目	御意見	前回	変更後
-	【タイトル】	補助金等の執行に関して規定している補助金適正化法と似たようなタイトルであるため、混同されやすいと感じる。	「 <u>補助金等の適正化に関する基本方針</u> 」	「 <u>補助金等の運用に関するガイドライン</u> 」
-	【本文全体】	補助事業等の全体を包含する方針であるため、厳しく規定するのがよいと思う。	「～する必要がある。」	「～する。」
4	【3 補助金等の適正化に向けた基本的な視点】 (必要性)		「補助事業等の目的、視点、内容等が、 <u>現在の社会経済情勢に合致しているか</u> 」	「補助事業等の目的、視点、内容等が、 <u>現在の社会経済情勢における市民ニーズに合致しているか</u> 」
9	【6 その他】 (2) 情報公開及び公表	行革の視点だけではなく、使いやすい補助金制度になっているか、市民意見反映の視点があるか等、補助金ガバナンスの議論があるべきである。	記載なし	また、市民等に開かれた補助制度となるよう、広く市民等が利用できる補助制度については、広報紙や市ホームページ等を活用し周知を図るほか、補助交付先が実施する事業等でチラシ・ポスターなどを作成する場合には、本市からの補助金等を活用して実施している旨を明記するよう求めて、補助対象事業の実施を通じた補助制度の広報・周知を進めること。
8	【5 補助金等見直しの手順】	補助金の基本方針と事務事業評価制度は、言葉と概念に互換性を持たせ、事務事業評価制度を上位概念として体系化するべきである。	—	具体的な見直しスキームを明記
11	【7 様式】 補助金等チェックシート（点検・評価用）	終期到来時の評価基準などは、明確にするべきである。	—	資料3-3 参照